

○内閣府令第三十一号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号ロ、第三条、第九十四条第二項及び第三項、第九十七条第四項、第百四条の四第七項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条、第百十四条の六並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条各号列記以外の部分並びに同条第二号イ及びロの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ

の標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。